

警吏職務

(刑律及ヒ規則)

第一条

警吏ハ副長及ヒ當直士官ノ命令ヲ遵奉シ海陸軍刑律海軍懲罰假規則及ヒ艦隊規則ヲ識得シ而シテ犯罪者ノ処刑適當ナルヤ否ニ注意スヘシ

(訴訟審問)

第二条

警吏ハ凡テ訴訟審問ノ席ニ出頭スヘシ

(処刑文案)

第三条

警吏ハ下士以下ノ犯罪及ヒ其者処刑ノ文案ヲ毎ニ認識スヘシ

(犯罪人名籍)

第四条

警吏ハ毎朝整列ノ前ニ処罰中ノ人員及ヒ犯罪ノ後未タ処刑ヲ受ケサル人員ノ名籍ヲ副長ニ出スヘシ

(火災)

第五条

警吏ハ火災ノ時ニ於テ犯罪者ヲ禁錮室ヨリ出シ或ハ其鍔紐ヲ解脱スルノ事ヲ擔當スヘシ

(犯罪人護送)

第六条

警吏ハ副長ノ命ヲ受ケ犯罪人ヲ裁判所ヨリ請取り或ハ交附スル時ハ之レヲ護送スヘシ又夕乗組人員中他所ニ於テ病氣或ハ犯罪等之レアル時ハ命ニ依テ出張スル事アルヘ

(諸庫閉鎖)

第七条

警吏ハ主計及ヒ三長ノ諸庫等定時限ニ於テ鎖閉シ各庫ノ鍵ハ返納セルヤ及ヒ其処ニ残サルヤニ注意シ其旨ヲ副長ニ報告スヘシ

(燈火消滅)

第八条

警吏ハ諸焚火及ヒ諸士官室等各所ノ燈火ニ至ル迄定時限ニ於テ消滅セルヤ又夕夜中燈火ハ副長ヨリ許可ヲ得ルノ外ハ何レニ於テモ燈火ヲ消滅セシヤニ注意スヘシ

(消灯後巡視)

第九条

消灯後諸室ノ燈火ヲ巡視シ其次第ヲ副長ニ報告スヘシ

(巡視ノ節隨行)

第十条

警吏ハ艦船長或ハ副長艦内ノ諸部ヲ巡視スル時ハ之レニ隨行スヘシ但シ禁錮室ノ鍵ヲ所持シテ点檢ノ用ニ備フヘシ

(喫烟制止)

第十一条

警吏ハ下士以下定所定時ノ外喫烟ヲ為スモノヲ認ハ之レヲ制止スヘシ

(火酒類物品)

第十二条

許可ナク火酒類ヲ艦内ニ入レシムヘカラス又夕許可ナキ物品ヲ舷門ヨリ出入スヘカラス
(賣貨品)

第十三条

須要ノ物品及ヒ食料等ヲ載送スル船隻ハ警吏之レヲ監視シ又タ碇泊中賣貨船ヲ許サルハ時ハ其船中ヲ監視シ若シ不熟ノ菓實野菜其他不良ノ物品ヲ載積スルモノ又タ其賣品ニ偽價アル時ハ之レヲ副長ヘ報告スヘシ

(出入検査)

第十四条

警吏ハ下士以下ノ出入ヲ検査シ事宜ニヨリテハ端船ヲモ検査スル事アルヘシ

(上陸札)

第十五条

警吏ハ下士以下上陸ノ節上陸札ヲ渡シ帰艦ノ時之レヲ返納セシムヘシ

(端船乗組定)

第十六条

下士以下揚陸ノ節端船及ヒ通船乗組人員ノ定数ヲ示シ其通船ヘ多数乗組ミ危難ヲ来タサハルヤウ注意スヘシ

(上陸簿)

第十七条

警吏ハ下士以下ノ上陸簿ヲ所持シ上陸ノ期満チ帰艦ノ者ヲ仔細ニ検査シテ之レヲ副長ニ報告スヘシ又タ警吏ハ不在者或ハ死亡者ノ釣床衣囊手箱其他諸物品ハ分隊士官ノ立會ヲ受ケ之レヲ収蔵スヘシ

(再勤者)

第十八条

警吏ハ下士以下ノ患者出勤簿ヲ所持シ患者所属部長ノ下士其再勤ヲ識得スルヤ否ニ注意スヘシ
(患者物品目録)

第十九条

警吏ハ下士以下ノ患者ヲ病院ニ送ルヘキ報知ヲ得ハ其患者ノ衣囊其他諸物品ノ目録ヲ記シ之レヲ分隊長ニ差出スヘシ

(不参検算)

第二十条

警吏ハ凡テ兵員集合ノ節不参ノ者ヲ検算スヘシ

(火薬庫開閉)

第二十一条

警吏ハ火薬庫ヲ開ク時其甲板ニ於テ燈火ヲ消滅シタルヤ否ヲ認メ之レヲ副長ニ報告スヘシ

(鄙劣ノ言語制止)

第二十二条

警吏ハ艦船内ニ於テ鄙劣ノ言動爭論賭博賣買騷擾等ヲ制スル事ヲ殊ニ注意スヘシ

(遺失品)

第二十三条

警吏ハ艦内ニ遺失物アル時之レヲ當直士官ヘ報告スヘシ

(諸部巡視)

第二十四条

警吏ハ時々艦内ノ諸部ヲ巡視シ諸規則現ニ行ハルヤ或ハ警吏補其職務ヲ盡スヤ否ヲ監督スヘシ又タ艦内ニテ罪ヲ犯シ或ハ不行状ノ事ヲ為スモノヲ見ハ直チニ之レヲ當直士官ニ報告スヘシ

(兵員集合)

第二十五条

警吏ハ総テ兵員酒豪ノ號令アル時ハ遅滞ナク直チニ下甲板ヲ去ルヤ否ヲ検シ且ツ下甲板ニ在ルヘキ許可ヲ得ル者

ニ非サレハ一人タリトモ留マルヘカラサル事ニ注意スヘシ

(渡物立會)

第二十六条

警吏ハ主計課ニ於テ下士以下ノ被服俸給其他渡方ノ時之レニ立會フヘシ

(番兵心得)

第二十七条

警吏ハ番兵心得ヲ識得シテ番兵其職務ヲ奉スルヤ否ニ注意スヘシ

(罪過防制)

第二十八条

凡ソ警吏タルモノハ罪過ヲ摘発センヨリ寧口之レヲ未前ニ防制スル事最要ナリト雖モ職務ニ於テ偏ヘニ防制スル事ヲ趣意トスヘカラス

(起居安否)

第二十九条

乗組下士以下起居動静ノ安否ハ専ラ警吏ノ職ヲ盡ス如何ニ係ハルカ故ニ善ク此ニ注意セスンハアルヘカラス

(若水兵等行状)

第三十条

警吏ハ若水兵及ヒ従僕等ノ行状ニ注意シ若シ不品行ノ者又タハ被服等不清潔ナルモノアラハ之レヲ改良セシムル事ニ注意スヘシ

(警吏補職務)

第三十一条

警吏補ハ警吏ニ亜クモノニシテ其職務モ亦タ之レニ異ナル事ナシ